

第10章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

(地球温暖化の防止等に関する責務)

第142条 横浜市は、地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。以下同じ。）の防止等のため、温室効果ガスの排出の抑制及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第2条第2項に規定する気候変動適応に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。

2 市民は、前項の計画に定めるところにより、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

3 事業者は、事業活動を行うに当たり、第1項の計画に定めるところにより、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 燃料の燃焼の合理化を図ること。
- (2) 加熱、冷却、伝導等の合理化を図るとともに、放射、伝導等による熱の損失を防止すること。
- (3) 廃熱の回収利用を行うこと。
- (4) 温室効果ガスを排出する設備の効率的な使用を行うこと。

(温室効果ガスの排出の抑制に関する指針)

第143条 市長は、事業者が実施する温室効果ガスの排出の抑制に係る取組を支援するため、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(地球温暖化対策計画の作成等)

第144条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるもの（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他地球温暖化を防止する対策に関する事項を定めた計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を、前条の指針に基づき作成し、市長に提出しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。

3 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を提出したとき、及び前項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表しなければならない。

4 市長は、地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は第2項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

5 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策事業者以外の者に対し、地球温暖化を防止する対策の実施に関する協力を求めることができる。

第9章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

(地球温暖化対策計画の作成等)

第89条 条例第144条第1項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に設置している全ての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの（次号に該当するものを除く。）
- (2) 連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が本市に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの
- (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをい

- う。)以外の自動車であつて、市内に使用する本抛の位置を有するものに限る。)の前年度の末日における使用台数が100台以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度又は前々年度において同項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものに該当することにより地球温暖化対策計画を作成した者は、同項第1号若しくは第2号に規定する原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル未満となり、又は同項第3号に規定する前年度の末日における使用台数が100台未満となった場合においても、次項に規定する計画期間内に限り、地球温暖化対策事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化を防止する対策を継続することが困難であると認められる者は、この限りでない。
- 3 条例第144条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、令和7年度又は同年度から起算して3の倍数の年度を経過したごとの年度(以下この項において「計画開始年度」という。)から3年度ごとを計画期間として作成するものとする。ただし、計画開始年度の翌年度又は翌々年度に地球温暖化対策事業者に該当することとなった場合に作成する当該計画の計画期間は、次に到来する計画開始年度の前年度までとする。
- 4 条例第144条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、前項の計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。
- 5 条例第144条第2項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告は、毎年度、前年度分について、7月末日までに行うものとする。
- 6 条例第144条第3項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。
- (1) 地球温暖化対策計画に係る公表 次に掲げる事項
- ア 地球温暖化対策事業者の概要
  - イ 地球温暖化対策計画の計画期間
  - ウ 温室効果ガスの排出の状況
  - エ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
  - オ その他市長が必要と認める事項
- (2) 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表 次に掲げる事項
- ア 地球温暖化対策事業者の概要
  - イ 地球温暖化を防止する対策を実施した年度
  - ウ 地球温暖化対策計画の計画期間
  - エ 温室効果ガスの排出の状況
  - オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
  - カ その他市長が必要と認める事項
- 7 条例第144条第3項の規定による地球温暖化対策計画に係る公表は、当該計画の計画期間の満了する日まで行うものとする。

(地球温暖化対策計画の評価及び表彰)

- 第 144 条の 2** 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による計画又は報告の提出があったときは、その内容について、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき評価するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を地球温暖化対策事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定による評価において、専門的知識を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成状況等が優良であると認める地球温暖化対策事業者について、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表するものとする。
- 4 市長は、前条第 2 項の規定による報告に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は目標の達成状況等が特に優良であると認める地球温暖化対策事業者について、表彰することができる。

(非該当の届出)

- 第 144 条の 3** 地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の提出等)

- 第 144 条の 4** 地球温暖化対策事業者以外の事業者は、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき、地球温暖化対策計画を作成し、市長に提出することができる。
- 2 前項の事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施し、その状況を市長に報告することができる。
- 3 第 144 条第 4 項及び第 144 条の 2 の規定は、第 1 項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

(温室効果ガスの排出の抑制に係る指導及び勧告)

- 8 条例第 144 条第 3 項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表は、当該報告の日から起算して 90 日を経過する日まで行うものとする。
- 9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。

(地球温暖化対策計画の評価の通知等)

- 第 89 条の 2** 条例第 144 条の 2 第 2 項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
- (1) 地球温暖化対策事業者の名称
  - (2) 地球温暖化対策事業者の所在地
  - (3) 条例第 144 条の 2 第 1 項の規定による評価の結果
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第 144 条の 2 第 3 項の規定による公表は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(非該当の届出)

- 第 89 条の 3** 条例第 144 条の 3 の規定による届出は、第 89 条第 3 項に規定する計画期間内に地球温暖化対策事業者に該当しなくなった場合において、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。
- (1) 事業者の名称
  - (2) 事業者の所在地
  - (3) 該当しなくなった理由
  - (4) その他市長が必要と認める事項

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の公表等)

- 第 89 条の 4** 第 89 条第 9 項において読み替えて準用する同条第 6 項及び第 89 条の 2 の規定は、条例第 144 条の 4 第 3 項において読み替えて準用する条例第 144 条第 4 項及び条例第 144 条の 2 の規定の適用について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

- 第145条 市長は、地球温暖化対策計画を作成し、及び実施しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 市長は、地球温暖化対策事業者が、地球温暖化対策計画の提出をしなかったとき、第144条第2項の規定による報告をしなかったとき、又は同条第3項の規定による公表をしなかったときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。